

米政策改革に対する稲作農家の不安を払拭するよう求める意見書

現在、国は、米政策改革を掲げ、平成30年産米を目途に、行政による生産数量目標の配分に頼らずとも、国が策定する需要見通し等を踏まえつつ、生産者や集荷業者・団体が中心となって円滑に需要に応じた生産が行える状況になるよう、米政策の見直しに取り組んでいます。

平成14年に米政策改革大綱が策定されて以降、全国において、行政、農協系統団体、集荷団体等が連携して需給調整の取り組みを推進しており、平成27年産米では、生産数量目標の配分を開始して以来、初めて超過作付が解消されるなど、需要に応じた生産についての理解が浸透しつつあります。

しかし、その一方で、生産数量目標の配分がなくなれば、各産地で主体的に需給調整を行っても、過剰作付の産地が生産を増大させて生産過剰となり、その影響で米価下落等が起こるのではないかと不安も生じています。

よって、政府は、米の需給・価格安定と水田農業の持続的発展に寄与する政策を確立し、米政策改革に対する稲作農家の不安を払拭するため、下記の措置を講じるよう強く求めます。

記

1. 地域における円滑な生産調整を推進するため、産地交付金を含む水田活用の直接支払交付金については、戦略作物などへの支援を明確に位置づけるとともに、将来に向けた継続的な支援とすること。
2. 収入減少影響緩和対策、いわゆるナラシ対策を着実に実施するとともに、現在検討している収入保険制度の導入により、担い手経営安定対策を講じること。
3. 水田農業の持続的発展に寄与する各種施策の充実、強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年12月20日

枚方市議会議長 大塚光央

〈提出先〉

農林水産大臣